

令和2年度 長野県住宅審議会（第1回）

日 時：令和2年8月4日（火）
午前9時30分から
（Web会議システムにより開催）

1 開 会

○事務局（建築住宅課 長崎企画幹）

定刻となりましたので、ただいまから、長野県住宅審議会を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます建築住宅課企画幹の長崎でございます。

本日は、お忙しいところ、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本来であれば、皆様一同に会し、会議形式で審議会を開催するところですが、コロナウイルス感染拡大防止の観点より、Web会議方式で審議会を開催させていただき運びとなりました。初めての試みのため、進行等でご不便をおかけすることもあるかもしれませんが、ご了承をお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、建設部長の田下から、ごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○田下建設部長

お疲れ様です。建設部長の田下でございます。コロナウイルス対応の中でWebにて審議会を開催させていただきますことご了解をお願いいたします。

それでは、住宅審議会開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれては、本委員の就任を快くお引き受けいただき、また本日は公私ご多用のところ出席いただき、厚くお礼申し上げます。

日頃より、住宅行政をはじめ県行政の推進にご支援いただき改めて感謝申し上げます。

さて、昨年10月の令和元年東日本台風災害は本県に甚大な被害をもたらし、異常気象による豪雨災害は、今年に入っても全国各地で頻発しています。

地球温暖化に起因すると思われる環境変化、気候変動が、確実に人々の生命、財産、日々の生活を脅かしつつある昨今、県では脱炭素社会の実現、2050年ゼロカーボンの実現に向けた決意として、昨年12月に気候非常事態宣言を発したところです。

また、今年に入ってから新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大は、働き方や学び方など、社会や生活様式の変革をも求めており、住まいにあっても、先のゼロカーボンの実現と合わせて、時代に即した「住まいの姿」の提示が改めて求められています。

県では、これまでも、住宅・建築物の耐震改修などの防災対策の推進はもとより、環境に配慮した住宅の普及、空き家の適正管理と流通促進、及び、コンパクト住宅の普及によ

る二地域居住の推進などの、住宅関連施策を進めてまいりました。

しかしながら昨今の社会的、自然的環境の変化を踏まえ、持続可能な社会の実現、県が目指すSDGs未来都市の実現に向けて、さらにはアフターコロナに向けて、住まいに求められる「環境性能」、「災害への備え」、及び「豊かな居住環境の構築」等の政策的課題への対応は、新たなステージを迎えつつあると感じているところです。

本日お願いする議題でございますが、

1として、昨年度来、本審議会に設置した専門委員会で検討を進めてまいりました「信州の多様な住まい方検討事業」の経過報告、2として、見直し作業は来年度になりますが、県の建築住宅施策のマスタープランである「長野県住生活基本計画の改定」について、3として、2050ゼロカーボンの実現に向けた「信州らしい住まい」について、4として、「住宅セーフティネット制度」についてでございます。

盛りだくさんの内容となっておりますが、県の住宅施策の今後の方向性等につきまして、委員各位の忌憚のないご発言と、十分なお審議をいただきますようお願いを申し上げます、私からのあいさつといたします。

○事務局（建築住宅課 長崎企画幹）

誠に申し訳ございませんが、建設部長は、この後、所用がございますので、ここで退席させていただきます。

本審議会ですが、令和2年度に入り、審議会委員の改選がございました。本来であれば、この場で委員の皆様にご委嘱状を交付させていただくところですが、Web会議方式での審議会開催となりましたことに伴い、事前に委員の皆様にご委嘱状を送付させていただいております。委員任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間となりますので、よろしくお願いたします。

それから、本日の審議会は、委員10名のところ柳澤玉枝委員がご都合により欠席され、9名の皆様にご出席いただいております。長野県附属機関条例第6条第2項に定めます委員の過半数の出席要件を満たしていますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、新しく住宅審議会委員として皆様にご委嘱申し上げてから初めての審議会でございます。会長選出までの間、事務局が会議の進行をさせていただきますのでご了承をお願いします。

このたびの審議会は、委員改選後、Web会議ではありますが、皆様、初顔合わせということもありますので、議事に入る前に、委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。自己紹介の順番は、事前に送付させていただきました委員名簿の記載順でお願いいたします。

それでは、早速ですが、武者委員さんから順番にお願いします。

○武者委員

おはようございます。信州大学経法学部の武者と申します。専門は人文地理学や都市政

策になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○下平委員

長野県建築士会相談役の下平文隆と申します。建築の設計事務所を経営しております。宜しくお願いします。

○原委員

おはようございます。長野県建設労働組合連合会で書記長をしております原健と申します。私ども建設労連は、県下で住宅建築関連の大工・工務店・左官・板金等の1万7,000人ほどの現場施工者が加盟する組合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小野委員

お世話さまです。公益社団法人長野県宅地建物取引業協会専務理事の小野仁と申します。この4月から、一般社団から公益社団に法人格が変わりました。より一層、社会的課題を果たすべく、住宅提供をしてみたいと思います。本日の会議ともどもよろしくお願いいたします。申し上げます。

○柳澤恵子委員

おはようございます。生活経済研究所長野の柳澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。松本市で講演業を主体としている会社でございます。労働組合さんや、共済団体さん向けに、可処分所得の最大化ということを中心に、講演をする会社に所属しています。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員

長野県木材協同組合連合会の住宅部会長を仰せつかっております、田中一興と申します。よろしくお願いいたします。日頃は、松本で木造住宅はじめとした建築の設計・施工をメインに事業をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○小松委員

皆さん、おはようございます。東御市市役所の健康保健課の小松と申します。担当は市民の健康づくりでございます。また、コロナが発生してからは、コロナ感染症の対策の事務局を務めております。今年から初めての委員ということですので、皆さん、よろしくお願いいたします。

○平賀委員

平賀と申します。伊那市に住んでおります。一般となっておりますが、信州の多様な住まい方検討専門委員会のほうでお世話になっておまして、そのままこちらのほうでまた委員をさせていただくことになりました。私は、2002年に移住してきて、全然、建築の専門家でもないのですが、暮らすことみたいなことに興味がありますので、その辺で貢

献できればと思っております。よろしくお願いいたします。

○古後委員

おはようございます。古後と申します。長野市で株式会社CREEKSを経営しております。コワーキングスペースの運営と、あと設計事務所でもあります。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（建築住宅課 長崎企画幹）

ありがとうございました。本審議会は、委員の皆様のほか、長野県附属機関条例第9条の規定により、幹事を置くことができることとなっております。事前に送付させていただきました委員名簿の下枠に、幹事となる県庁担当課を記載してありますのでご承知おきください。

また、時間の都合上、事務局側の自己紹介はそれぞれの発言の冒頭とさせていただきますが、代表して建築住宅課長小林のほうから自己紹介を申し上げます。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

おはようございます。建築住宅課長の小林弘幸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（建築住宅課 長崎企画幹）

次に、本日の審議会資料の確認をお願いします。本日の資料は、先にお送りいたしました資料一覧のとおり、資料1～資料4でございます。

なお、本日、おおむね11時30分をめでに終了させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3 議 事

(1) 会長選出

○事務局（建築住宅課 長崎企画幹）

それでは、議事の(1)会長の選出に入ります。会長は、長野県附属機関条例第5条第1項の規定により、委員の皆様の互選によって選出していただくこととなっております。委員の皆様から立候補またはご推薦がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでございますか。本日が初会合ということもあり、ご推薦は難しいかと思いますが、どなたかご提案があれば、お願いしたいと思います。

○原委員

県のほうで腹案があれば、お願いします。

○事務局（建築住宅課 長崎企画幹）

県のほうで腹案がというご提案をいただきましたが、事務局案はありますでしょうか。

○事務局（建築住宅課 清水課長補佐兼建築企画係長）

事務局としましては、前年度より審議しております、信州の多様な住まい方検討専門委員会において、委員長をお務めいただいております武者委員さんに、お引き受けいただきたいとご提案させていただきます。いかがでしょうか。

○事務局（建築住宅課 長崎企画幹）

それでは、「異議なし」ということでよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

では、武者委員さん、お引き受けいただけますでしょうか。

○武者委員

はい、承知しました。

○事務局（建築住宅課 長崎企画幹）

それでは、武者委員さんに会長をお願いすることに決定いたしました。よろしく願います。

それでは、会長が選出されたところで、続けて会長代理を決めさせていただきたいと思えます。長野県附属機関条例第5条第3項によりますと、「会長等に事故があるときは、あらかじめ会長等が指名した委員が、その職を代理する」と規定されておりますので、武者会長にこの場で会長代理のご指名をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○武者会長

これについても、もし事務局案で何かありましたら、お願いしたいと思います。

○事務局（建築住宅課 清水課長補佐兼建築企画係長）

建築住宅課の清水でございます。事務局案ということですがけれども、事務局としましては、住宅設計の分野でのご経験が豊富な下平委員にお引き受けいただきたいと提案させていただきます。いかがでしょうか。

○下平委員

よろしく願います。

○事務局（建築住宅課 長崎企画幹）

それでは、ここからの会議の進行は、長野県附属機関条例第6条第1項の規定により、武者会長をお願いいたします。武者会長、引き続きよろしく願います。

○武委会長

承知しました。それでは、ここから私のほうで議事進行をさせていただきたいと思えます。これが、今回、第1回の審議会になりますけれども、非常に、今、住宅を取り巻く環境が大きく変化してきて、従来のは、恐らく行政の計画を追認するような審議会ではなくて、かなり民間の皆さんのほうから、主体的に計画の内容を議論する時代になっております。とりわけ信州は住宅を取り巻く豊かな自然環境もありますし、空き家の問題、それから移住定住の問題、いろいろ信州ならではの課題が非常に多いかと思えます。その辺りも踏まえて、活発な意見をいただければと思えます。

議事を進める前に、通信環境のほうは、大丈夫でしょうか、皆さん、結構、今も雑音が結構入るんですけど、これがどうなのかというのが、ちょっとすみません。結構ですかね。

○平賀委員

すみません、私、ミュートの使い方を逆に勘違いしてまして、ここで、例えば発言する人がミュートを解除する、それから発言しない人はミュートにしておくというのを統一させてもらったらいいいと思えてまして。私は、先ほど自分でミュートとミュートの解除が逆になっていたんで、多分、いろいろ電話が来たりとか、ノイズでご迷惑をおかけしたと思えますが、今、解除になっている状態ですよ。

○武委会長

今、非常にクリアに聞こえております。

○平賀委員

了解しました。では、これで発言する人はミュートを解除して、発言しない人はミュートにするということで、皆さんで統一したらいかがでしょうか。

○武委会長

そうですね。事前にも、皆さんのほうに、多分、Webの会議の進め方の資料が行っているかと思えますが、そこにも、発言の際だけミュートを解除して発言してくださいという事は書かれておりますので、そのルールに従ってお願いしたいと思います。

私は、恐らくずっと解除のまま進行させていただきたいと思えます。

それでは、早速ですけれども、議事に入る前に、本日の審議会の議事録の署名をいただく委員を2名お願いしたいと思いますけれども、こちらですが、平賀委員さんと古後委員さんに今日はお願いしたいと思います、事務局のほうは、そういう案でよろしいでしょうか。

○事務局（建築住宅課 長崎企画幹）

はい、よろしいです。

○武委会長

一応確認ですが、名簿の後ろから順番にお願いすることになっておりますので、すみませ

んが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(2) 信州の多様な住まい方検討事業について

○武者会長

それでは、早速、議事に入りたいと思ひます。議事の番号でいうと(2)になりますけれども、「信州の多様な住まい方検討事業について」ということで、議題について、事務局のほうから、まず資料の説明をお願ひしたいと思ひます。

○事務局(建築住宅課 三宅担当係長)

県庁の建築住宅課の三宅と申します。よろしくお願ひいたします。初めに、お手元にお配りました資料1をご覧ください。まず「しあわせ信州“住まい方”ビジョン2030」が、どのようなものかを整理したものでございます。まず一番上の「しあわせ信州創造プラン2.0」という、平成30年度から令和4年度までの計画がございまして、これが県の最上位に位置する総合計画になります。この創造プラン2.0は、県政運営の基本となるものであり、県には、様々な部局、分野ごとに多くの計画がございましてけれども、全ての計画はこれに沿って策定されているということになります。

そしてその下、住宅分野の基本計画として「長野県住生活基本計画」がございまして。県としての住宅施策は、この計画に基づいて取り組んでいるところでございまして。策定年は平成28年ということで、住生活基本計画の策定後に県の総合計画が策定されているということになります。

ここで1点、すみません、資料の訂正をお願ひしたいのですが、資料1の真ん中あたりですね、「信州暮らし推進の基本方針」、平成30年3月というふうに書いてございましてけれども、すみません、31年の3月に訂正をお願ひいたします。

住宅分野に関連して、部局をまたがる全庁的な方針としまして、移住の推進やつながり人口の拡大を目的に「信州暮らし推進の基本方針」が平成31年3月に、また、昨今の気候変動に対応するため、2050年にゼロカーボンを目指すという「気候危機突破方針」が今年の4月に策定されております。

このように現行の住生活基本計画の策定後に県の総合計画や関連計画が策定され、また、新型コロナウイルスといったこれまでの計画にない新たな社会の変化がある中で、令和3年に迎える住生活基本計画の見直しに先立ちまして、求められる住まい方について、理念や基本方針、基本的な視点を整理するものとして、「しあわせ信州“住まい方”ビジョン2030」を策定すべく、昨年度より専門委員会を設置して検討を進めているところです。このビジョンは、住生活基本計画の見直しに反映するほか、可能なものは次年度から施策に反映させていくということとしております。

資料1-2をご覧ください。これまでの検討経過をまとめたものでございます。左上には、住まいを取り巻く環境の変化や活かしたい「信州の環境と資源」を掲げてございます。これらを前提として、これからの住まい方について、専門委員会において検討を進めてきたところでございます。

左下の専門委員会での検討でございまして、第1回目の委員会では、信州のよさとか、

信州らしさとはということを整理していただきました。人に起因するものと立地に起因するもの、大きく分けて2つが信州らしさであるという意見をいただいたところでございます。

第2回目では、こうした信州の環境を活かして、どのような暮らしが実現可能であるかといった内容をご議論いただきました。議論は、コミュニティですとか、つながりが中心となりました。どちらかというと、外部との関係を遮断して閉じてしまいがちの現代の住まいを、もっと外部に開いて、地域・社会とつながり、支え合って暮らしていこうというところが主な内容で、住まい開きという言葉もいただきました。中でもつながりをつくり出していく場として、空き家は大きな可能性を秘めているとの示唆をいただいたところでございます。

専門委員会の議論と並行しまして、信州らしい住まい方の実践事例や提案をコンクール形式で募集した信州の住まい方コンクール、それから県民とのワークショップ、県民アンケートなどを通じて、専門家や一般の県民から住まい方に関する考え方をお聞きし、それらを反映させながら議論を進めてきたところです。これらにおいても、地域・社会とのつながりとかコミュニティといった意見を多くいただいたところでございます。

資料の右側は、これらを踏まえて、これらの求められる住まい方として取りまとめる現在の案の状態のものです。文字数が多いためちょっと視覚的にまとめたものが次の資料1-3でございます。左上には、住まいを取り巻く環境の変化として、社会環境の変化、自然環境の変化、価値観の多様化と3つにまとめております。

真ん中下には、信州らしさ、魅力を掲げてございます。豊かな自然、大都市圏からのアクセスのよさ、町なかから車で30分も行けば豊かな自然に触れられるという、ちょうどよい距離感。こうした恵まれた立地条件がまず魅力であると。それから信州には、心地よいコミュニティという土壌があって、人とのつながり、おすそわけといった文化に育まれた受け入れる力、寛容さというものがあるんだよということ。また、健康長寿ですとか、広い県土、それぞれの地域で多様な個性を持っているというのも魅力であると。こうした信州らしさ、魅力を、基盤・土台としまして、真ん中の5つの視点、これを持って暮らすことで、右上にございます育まれた資源を次世代に住み継いでいきたいと思いますという形でまとめております。

この真ん中の5つの視点につきましては、これまでの専門委員会や県民ワークショップ等の中から浮かび上がったものであり、これからの住まい方を考える上で重要となる視点だよということで記載をしております。

まずは下になりますけれども、全国一律ではない、「信州らしさ」を全面に出していきましょうというものです。大都市とのアクセスのよさとか、それらを活かした二地域居住、先進的に取り組んでいるゼロカーボンなどが想定されるのかなというところでございます。

次に「住みこなす」という観点です。ライフスタイルの多様化のほか、今、核家族から単身世帯が最多の世帯になるなど、世帯の在り方の変化。それからテレワークなどの働き方の多様化、これらに対応して、住宅の規模や形態、立地条件など、様々な住まいが、その住み替えなどを可能にするなど、多様なニーズへの対応というのが一つの視点としてあります。

そしてこれまでの地縁・血縁ではない、新たなコミュニティが必要であるということ

す。地域や社会に開いて支え合う、あるいは価値観でつながる新たなコミュニティの形。そうしたコミュニティをつくり出していく場が必要であるということで、「ひらく・つながる」ということを記載しております。

これからの幸せというのは、人や地域とのつながりそのものであるよと。また地域や社会から自分が必要とされていると、そういうことが感じられること。それが幸せなんだよという「しあわせのパラダイムシフト」が必要であると。

また、暮らしは多様にありますけれども、やはり根本には居心地のよさというものが重要だということです。居心地というのは、豊かな自然に囲まれ、自然の光・風・におい、そうした五感で感じる心地よさや、単に住宅性能から来る心地よさだけではなく、人とつながっていること、人に必要とされていること。そうした生活全般での心地よさが必要であると。

そうした視点を持って住まうことで、豊かさや幸せを感じられ、そうした暮らしを次の世代へ継承していきましょうという形のものでございます。

右下には、そのための3つの提案を掲げております。1つ目は住まいの単体の姿ということで、環境や健康にやさしく安全な住まいとして、省エネや環境共生に配慮された心地よい住まいにしていきましょう。そして持続可能となるように、災害ハザードエリアから回避することですとか、コンパクトシティの推進など、その立地条件のほか、災害時のレジリエンス機能も確保しましょうということを掲げてございます。

2つ目は、多様な変化やニーズに対応した住まいの選択を可能とすることで、住まいを、地域を、それからまた町を住みこなししていきましょうと。ライフステージに応じた家族の変化ですとか、多様なニーズに応じた住み替えを可能とするほか、住まいに、働く、学ぶといった多様な機能を持たせましょうと。あるいは価値観や環境の様々な世帯が、それぞれこう社会機能を補完しながら、シェアハウス等で住むなど、新たな住まい方の形を可能としていきましょうということでございます。

3つ目は、地域や社会に開かれ、つながり、支え合う暮らしということで、コミュニティ関係に触れております。地縁・血縁だけではなく、価値観でつながるコミュニティが必要なのであると。それは、例えば自宅と仕事場以外の第三の場所、サードプレイスの確保が必要であるということ。外部と遮断する閉じる住まいではなくて、地域に開いて緩やかにつながる暮らしで生活を豊かにしていきましょうというものでございます。

最後に資料1-4でございますが、このビジョンを具現化するために、県としてどのような取組が必要になるか、その方向性を、まだ素案の段階ではございますけれども、お示しをしたものでございます。ビジョンという性格上、少し分かりにくい表現とならざるを得ない部分がありますので、県民や事業者にとってもイメージしやすいように、今年度の事業でホームページを作成して、ビジョンで描く住まい方を先進的に実践している方のインタビューを行い、動画ですとか、記事形式により発信をしていくことを予定しております。

長くなりました。このビジョンは、現段階では案でございまして、残り2回の専門委員会でのご審議を経て、10月中にビジョンとして確定をして、発信をしていく予定としております。ビジョンにつきまして、私からの説明は以上でございます。

○武委会長

ご説明ありがとうございました。Web会議ですと、委員さん同士で自由にとというのが、なかなかいかないんですが、できるだけ皆さんも積極的に発言いただきたいと思います。発言する際、もしあれば、これ、挙手の機能もWebxにはあるようですし、それで示していただいても構いませんし、画面にこうやって手を上げていただいても構わないので、できるだけ自由にやりたいと思いますが、Web会議ですのでなかなか手を上げづらい場合は、私のほうから、適宜、ご指名させていただくこともあるかもしれません。

それでは、まずこの資料1の1・2・3・4、大分情報量が多いのですが、どうでしょうか、特に、専門委員で関わってきた委員さんは、よく分かっているかと思いますが、それ以外の委員さんで、お気づきの点、ご意見がある点、もしあれば、ぜひ伺いたいところですけども、いかがでしょうか。では下平委員さん、お願いします。

○下平委員

住まい方コンクールの中にありました、「信州の木建築賞」をやられたと思います。その中の、各設計者のコンセプトにあったので、ちょっと感じたものをお話しさせていただきますと、家の中にも信州の心地よい風や光を取り入れ楽しむということ。それから社会と関わり合いながら、ゆったりと暮らしたい。自然とのつながり、薪ストーブの火を見て、家族団らん、ゆったりとした時間を過ごす。それから信州の木材、伝統的な技法や地域材の温かさや、そういった資産を肌で感じるのが大切だなという。共通してその中で言うことは、地域とのつながり、支え合いというものが、非常に暮らしていく上で大切だなということを感じました。

もう1点、ちょっと記憶していることなんですが、資料1-2にありました、「豊かさ、幸せ」の再定義というところがあります。実は、ドイツの在住のジャーナリストの熊谷徹さんという方の著書に、ドイツ人はなぜ年290万円でも生活が豊かなのかというものがありました。その中に、本当の豊かさとは、静かな環境と自分や家族のための時間であり、静かで豊かな自然は、お金では計れないという価値観があるんだと。そして、お金の奴隷にならない働き方、自由な時間がお金よりも大切だと思う価値観。ドイツ人はお金をかけずに生活を楽しむ達人であると。未来の世代に豊かさを引き継ぐ大切さがあるなということを感じたわけですけども、まさに「しあわせ信州“住まい方”ビジョン」の、何か、底を流れる基本的な価値観をどういう形で広げていくのかということも含めて、すごく大切なことがあるなと感じました。以上です。

○武委会長

ありがとうございます。冒頭から非常にいい論点を出していただいたと思います。私、コンクールのほうの審査もしたのですが、やはり、単に住宅のその性能・技術だけではなくて、そこにどう住んでいるか、住まい方、それから外とどうつながっているかということも、非常に大きな視点で審査を皆さんしていただいたと思います。

それから2点目のその幸せの再定義ですね。やはり、住宅のことを考えるということは、むしろこの幸せとは何かということ、信州で住むということ、幸せに住むということは何かを考えるという、非常にやっぱり広い視点から、これからは考えていかなければいけな

い。これも恐らく、多分、今回の審議会でもかなり基調となる考え方になるんだと思います。ありがとうございます。

どうでしょうか、今の下平委員さんに関連してでもいいですし、あるいは全く別の論点でも結構ですけれども、お気づきの点、あるでしょうか。

○小野委員

よろしいですか。ただいまご紹介ありました、住まい方コンクール、それから、今、武者先生のほうからもご紹介あったその幸せとは何かといったところを再定義するのが必要じゃないかというところ、私も同感です。ただ、我々、いわゆる住まいを提供、流通させて、それでその物件、あるいは住まいを管理する側の人間でございまして。これは、我々宅建業者の課題でもあるんですけども、具体的な、このビジョンで触れられている住まいの姿であるとか、住みこなすであるとか、コミュニティが大事だとか、そういった住まい方のところまで、我々業界の者というのは踏み込んでいないんですね。残念な話なんですけれども、ですから、今までのそのプロダクトアウトから、マーケットインしなきゃいけないよという課題があるのですが、なかなかそれが実現してないという現実があります。そういった意味では、こういった住まい方コンクールを通して、あっ、こういう住まい方があるんだということを、我々業者が知るといことは、大変重要なところだと思います。ですから、すごいいい取組だと思います。

踏まえて、この住まい方ビジョン2030を作成するということは、大変、これは、重要なことだと思います。今後はこのビジョンをいかに普及させていくか、啓発活動、これをどんどんやっていっていただきたいなというふうに思います。以上です。

○武者会長

ありがとうございます。まさにおっしゃるように、ビジョンを立てたものをどうやって見せていくか、このあたりが専門委員会でもかなり議論になりまして、今日、資料1-4にあるような情報発信の在り方、ちょっと工夫したらいいんじゃないかという、幾つか提案もございました。もちろん、あと宅建業界の皆さんが果たす役割というののもかなり大きいと思いますので、引き続きご意見をいただきたいと思います。ありがとうございます。

ほか、どうでしょうか。委員の方、専門委員の方でも結構ですけれども。では柳澤委員さん、いかがでしょうか、資料を見られて。

○柳澤恵子委員

柳澤です。私もこの住まい方につきましては、先ほど、皆さんと同じように、お金が全てではやはりないと思うんですね。そうすると、そこにどう住んでいくかっていうことを考えた上では、やはりライフプランをきちんと立てるとか、自分はこれからどういうふうに暮らしていきたいかということを見据えるっていうことも大事なんじゃないかなと思うんですね。こういったところで大きなビジョンを掲げていただくことももちろん大事ですし、あとはそれぞれの家庭になったときに、家庭の皆さんがライフプランを考えて、これから自分たちは、ではこういう豊かな信州でどう暮らしていくかっていうことを、皆さん自身が考えて、これから先、10年、20年、30年っていう先を見据えて考えられていくとい

うことも大事な。ですので、宅建の皆さんからこういったライフプランを想定するとい
うところに少しこうシフトしていくような、何か流れがあるといいのかなと思っています。
以上です。

○武委会長

ありがとうございます。まさにそうですね、ビジョンが、実際に現実のライフプランに
どうつながっていくか、つなげていくか、これは、非常に政策としても重要ですし、そこ
で恐らく専門性のある宅建の方なり、あとファイナンシャルプランナーとか、そういう方々
の専門家がどう関わっていくか、この辺がきちんと道筋として立てられることが重要だ
なと、そこがないと逆にプランだけになってしまうということですね。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。すみません、では原委員さん、どうでしょうか。

○原委員

それでは、私のほうからは、この審議会で、住まい方については少し外れるかもしれま
せんが、専門委員会による検討、意見聴取の中でも触れられていますが、空き家、古民家
等の活用で、新たな住まい方の提案という取組はされているところですが、長野県
は、全国でもトップクラスの空き家率ということで、聞こえていますか。

○武委会長

大丈夫ですよ。

○原委員

すみません。非常に、特に中山間地の限界集落は言うに及ばず、都市部でも非常に空き
家が増えてきていると。間接的には、住宅をめぐる住環境にも非常に影響があつて、空き
家の活用もそうなんです、活用がもうそもそも難しい物件も相当多いわけで、私どもの
会員も、空き家の解体等も結構やっている方もいらっしゃるんですけども。そうして、
その所有されている皆さんは、非常に空き家のその処分といいますか、再生にしる、活用
にしる、解体にしる、お困りの方が多いという声が非常に多いので、直接、今回の議事
には直結しないかもしれませんが、県の立場なり、行政の立場で、そういった空き家の所有
者に多様な情報を提供、発信することによって、より空き家の利活用なり、あるいは場合
によっては解体なりが進むような情報提供が、今後、ますます、長野県は重要かなとい
うことで、直接、住まい方とは直結しませんけれども、最近感じていることを申し上げま
した。よろしくお願ひします。

○武委会長

ありがとうございます。おっしゃるように、長野県、空き家率、特に長野県の場合、い
わゆる二次的空き家と言われるような別荘等、そういうものを含めて、非常に全国の値よ
りもかなり高いわけですが、これについて、もちろんビジョンのほうでもかなりそ
の点は重視されてはいるのですが。今、どうでしょう、県のほうで、もちろん国の制度も

徐々に整いつつあるところですが、県のほうで何か特別この点について、何か政策等であったりするのでしょうか。もし事務局のほうで何かあればお願いしたいのですが。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

空き家の関係でご質問をいただきました。ご指摘のとおり、長野県は、空き家率が全国で、今、3位ということで、二次的な別荘も多いというようなこともありまして、非常に高い空き家率となっております。二次的住宅を除いた一般的な空き家では、16位、17位ということですが、空き家が増えていく中で、ストックのその活用で、サイクルがまだ回っていないという印象を受けています。

空き家特措法で、市町村が空き家の施策の主体だという中で、県としてはその市町村に、専門家の派遣等、支援をしております。これからの時代、ビジョンの中で、住みこなしというキーワードも掲げさせていただいておりますけれども、空き家、既存ストックの有効活用が、やはり大きなポイントになるだろうと思っております。

来年度、住生活基本計画の策定をする中で、特に今までの空き家の対策を見直すとともに、次のこれからの10年、どのように空き家のサイクルを回したらいいのか検討してまいりたいと考えております。

○武者会長

ありがとうございます。まさに、信州特有の、原委員さん言われたような中山間地、あるいは別荘地というようなところが、今、長野県の弱みになっているわけですが、ここをむしろ強みに変えるような、何か制度展開ができればということだと思いますので、引き続き、この点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほか、いかがでしょうか。小松委員さん、いかがでしょう。

○小松委員

東御市の小松です。聞こえていますか。

○武者会長

大丈夫です。

○小松委員

すみません。初めてこの審議会の委員をさせていただいているのですが、皆様のお話を聞く中で、このビジョンにつきましては、新しい家をつくるというか、住むところで新しい家をつくるのかなというイメージを、今、持っています。そこに、今、原委員さんがおっしゃったような、空き家、または中古住宅を改修していくということも、もちろんこの中に入るのかなと思ひていまして。空き家対策というか、空き家の活用については、私も、その辺は、ぜひ長野県に、古民家を改修して住むというような、何かそんなようなことも、このビジョンに入れたらいいのかなというのは少し感じたところでありまして。まともならなくてすみませんが。

○武者会長

ありがとうございます。東御市でもかなり古民家活用の動きが幾つか見られたりしていると思いますけれども、その辺、やはり信州らしさ、信州のよさというところとかなりつながってくる議論かと思います。ありがとうございます。

あと、どうでしょう、住まい方の検討委員をやられている委員さんで、もう既によくよく議論してきたところではありますが、何か補足的といいますか、ご意見があればいただきたいと思いますが、どうでしょうか。田中委員さん、何かありますか。

○田中委員

補足というか、今回のこのビジョンの示し方というのが、最初からこの委員会でもちよっと話題になっていたと思うのですが、一つの方向性に絞るのではなくて、何か幾つかのこうパターンというか、こういう住まい方があるよねっていうのを多様な住まいとしてまとめていくというお話だったと思います。まさしく先程出た幸せの定義などは、これは本当に人それぞれあると思うので、そのいろいろな人それぞれの幸せを考える中で、こんなタイプの幸せがあると、それに対してこういう住まい方があるみたいな形の、先ほど小野委員さんでしたかね、幸せの再発見というようなもので、信州に住むと自分はこういう幸せが見つけれられるかもしれないと思って、来ていただくというような形が、ビジョンにまとまっていけばいいのかなと。総論では大きなビジョンを示して、個々にはいろいろなタイプを示すと。そういうことによって、需要として有効活用されるようになればいいなと思います。できれば、その中でも、委員なり、我々が示すお勧め度みたいなものがあったもいいのかなと。それがゼロカーボンに近づく方向のものとか示せばいいと思います。そのようなことを、聞いていて思いました。以上です。

○武者会長

ありがとうございます。そうですね、今まで、多分、住宅政策の中に、こういう幸せを再定義するという文言は、今まで入ったことがないと思います。このあたりを踏み込むというのが、非常に、今回、新しい視点かなと思いますし、もう一つ、おっしゃっていた重要なことは、やはり何か、ではその幸せというものを一つに定義するわけではないということですね。いろいろな幸せの在り方があって、それを多様に示すということが、もう一つ、重要なのかなと。そういう在り方が一つではないよということですね。その辺が非常に重要なかなと思います。ありがとうございます。

あとどうでしょうか、時間もあれですけども、平賀委員さんか古後委員さん、何か、補足的なところで何かありますか。平賀委員さん、どうぞ。

○平賀委員

後でまたゼロカーボンのところで出てくるのかもしれませんが、今、おっしゃっていた幸せとは何かっていうところから議論ができたということは、本当にすばらしいし、そこに皆さん共感していただいたことがとてもありがたいかなと思っています。今までむしろ、幸せの像が一つだったということが、よくなかったというか、それが多様であると

いうことを示せるということが、すごくいいのかなと思いました。

2つ目は空き家ですけれども、おっしゃっていた空き家の活用というのはすごいあって。今、うちに長野県立大学の女の子がインターンで来ていて、一緒に住んでいるのですが、大学生は、今、すごく困っていて、学校に行かなくて、交流が全くない状態があるので、伊那・松本・長野あたりで、本当に空き家を改修した大学生向けのシェアハウスみたいなものがあると、孤独な大学生も救われるのかなと、近々、思っております。

もう一点、伊那市で50年の森ビジョンというのがありまして、それを応援する委員会をやっているのですが、伊那市だけじゃなくて、長野県は、豊かな森林資源にすごい恵まれているので、住宅を建てるときに森林資源を使うということはもちろんですけれども、エネルギーということに関しても、その森林資源を積極的に使えるようなことができたらいのかなと、今、感じました。以上です。

○武委会長

ありがとうございます。幾つか論点がありますけれども、空き家と、あとコロナの状況というのは、非常に実は関連する話でして、私も、ふだん、学生の状況を目にしていると、同じようなことを感じます。コロナ関連のことは、後ほど、論点になってくるかと思えますし、あと、3点目の森というか、いわゆる林業、林政、もっと言えば農政。農政と住宅を縦割りじゃなくて、行政も横割りのような形で、このビジョンと一緒に議論していくということは、非常に重要で、恐らくこれもまた後ほどエネルギーの関連のところでお話いただく、あるいは、今回だけじゃなくて、次回以降の重要な論点になっていくかなと思います。この辺、今回、幹事のほうには、林務部の方も入っておりますので、また一緒に議論できればと思っております。ありがとうございます。

古後委員さん、何かありますか。

○古後委員

すみません、ではちょっと。多様な住まい方、それから人それぞれの幸せということで、すごく、正解が一つじゃないということでビジョンをつくっていくということなのかなと思いました。ただ、この住まい方といったときに、多分、形とか、ハードの形は一つではないとは思いますが、何かやはりそれを支える制度のほうで、きちんとそういう多様なところにつながる、あと、多様ではあるけれども、その幸せと、あと持続可能、これ、カーボンの話にもつながると思いますけれども、そのあたりを支えられるような制度づくりというのが、きっと重要になっていくのかなと思いました。感想です。

○武委会長

ありがとうございます。今、一通り、最初なので、各委員さんにご発言、無理にお願いしました。ただ、やはり聞いていて、各委員さん、かなり意識が共有できて、いきなりですが、共有できているような感じを受けました。こういう委員会、10年前やっていると、多分、幸せとか、森林とかいう言葉を出すと、何を言っているんだと、住宅と関係ないじゃないかみたいな意見も結構強いことがあったんですけれども、そういう意味でも時代は変わったなという感じを、今、委員の皆さんのご発言を聞いて、私もすごく実感しており

ます。ありがとうございます。

それでは、ここは議論が何か収束するとかではなくて、ビジョンをまず見て感想をいただくというところで、今回、終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(3) 長野県住生活基本計画の改定について

○武者会長

次は、引き続いて、議題の2つ目に行きたいと思います。2点目は、今度、「長野県住生活基本計画の改定について」ということで、今のこういうビジョンがどういうところにつながっていくのかというお話を、事務局のほうから説明いただきたいと思います。よろしいでしょうか、お願いします。

○事務局（建築住宅課 深澤主査）

それでは、説明させていただきます。県の建築住宅課の深澤と申します。よろしく願いいたします。私のほうからは、長野県の住生活基本計画の改定について、ご説明をさせていただきます。お配りしました資料2をご覧ください。

まず住生活基本計画とはどのようなものなのかということからですが、こちらの資料にもお示ししていますとおり、住生活基本法という法律がございまして、こちらの法律に基づき策定されるものでございます。内容としましては、住生活の安定の確保及び生活の向上の促進に関する施策について、基本理念と施策を推進するための計画を定めたものということで、非常に抽象的な表現にはなるのですが、そのように規定をされております。

この住生活基本計画でございしますが、国が定める全国計画というものと、その全国計画に即して各都道府県が定める都道府県計画という2つの計画がございまして、現行の全国計画につきましては平成28年3月に策定されまして、長期的な目標を提示する観点から平成28年から10年間の計画とされておまして、全国的見地から、住宅施策の基本的な方向性や住生活の安定確保における課題に対応するための施策・目標を、多様な視点から設定をしているものでございます。また、計画期間は10年間ではございますが、社会情勢の変化等を踏まえまして、おおむね5年ごとに見直しをされてきておまして、全国計画は、現在、見直しに向けて審議等が進められており、来年度、令和3年中には見直しが行われる予定でございます。

この全国計画に即しまして、長野県でも住生活基本計画を策定しておまして、平成29年1月に長野県住生活基本計画を見直しまして、同じく平成28年度から10年間の現行計画として公表しておるところでございます。県の計画の基本理念、基本的な視点、計画の目標につきましては、お配りしている資料の最下段から裏面にかけてお示しのとおりでございます。現行の長野県の計画の10年のうち、ちょうど5年が経過することもございまして、全国計画の見直し等を踏まえまして、長野県においても、令和3年度に住生活基本計画の改定を行う予定でございます。

なお、この住生活基本計画は、県の住宅施策のマスタープランとして位置づけられているところとございまして、本計画とは別の法律で規定される住宅関連計画の2つ、具体的には、高齢者居住安定確保計画と賃貸住宅供給促進計画というもの、こちらを次回の住生

活基本計画の改定の際に統合する予定で考えております。住宅関連施策が複数あるものをマスタープラン一つに統合しようというものでございます。

この県の住生活基本計画の改定に当たりましては、ここにいる委員の皆様で組織する住宅審議会のほか、必要に応じて幹事会を通した審議を基本といたしまして、そのほか幅広く、県民の意見を聞きながら進めてまいり予定でございまして、県民からの意見の聴取の方法といたしましては、県のホームページ等を通じまして県民の皆様の基本計画の素案をお示しいたしまして、意見、情報を募集するパブリックコメントを想定しております。

それからアンケート形式で住生活に関する県民の意識調査を行うとともに、県内の工務店を対象に新築される住宅の性能について実態を調査し、県内の住生活を取り巻く現状や課題の把握をし、計画改定の基礎資料とする予定でございまして、こちらは、既存の統計・調査から把握ができない部分について、アンケートを通して調査をするというものでございます。

ただいま説明させていただきました改定に当たっての内容をスケジュール表に反映したものが、同じ資料内の3のスケジュールの部分でございまして、県の住生活基本計画は、今年度・来年度の2年度にわたって改定に係る取組をしてまいります。大まかに申し上げますと、本格的な審議は令和3年度、事前の基礎調査としまして、先に説明させていただきました県民アンケートと新築住宅性能調査を令和2年度中に実施するスケジュールとしております。

まず、今年度の取組といたしましては、県民の住宅や住環境に関する意識やニーズを把握するためのアンケート項目の検討をこれから開始いたします。それを踏まえまして、アンケートの素案を10月までに作成する予定で考えております。次回、10月に開催予定の第2回住宅審議会の中で委員の皆様のご意見を伺いながら、アンケート内容をブラッシュアップいたしまして、12月頃にアンケートを実施する予定で検討しております。アンケートの調査対象者は、無作為で抽出しました県内在住の20歳以上の県民の方約2,000人、問題数は45問程度というところで想定をしております。そして、実施いたしましたアンケートの集計・分析結果等につきましては、2月頃開催を予定しております住宅審議会の3回目、こちらのほうで報告させていただく予定としております。

合わせまして、県内の工務店向けの調査といたしまして、新築する住宅における性能として、対応する省エネルギー基準ですとか、太陽光発電システムの設置状況等を、同じくアンケート形式にて調査する予定で考えております。県民向け、工務店向け2種類のアンケートを通しまして、今年度は、長野県の住宅を取り巻く現状や課題等を把握していくことに努めてまいります。

そして、翌年の令和3年度でございまして、年4回の住宅審議会の開催を予定しております。5月の基本計画の方向性の整理に始まりまして、8月の審議会では、計画素案の検討、10月の審議会では、計画の最終検討を進めていく予定で考えているところでございます。また、並行しまして、計画の素案を県のホームページ等で県民の皆様にお示しいたしまして、パブリックコメントとして、意見、情報の募集をしたり、市町村に協議をしながら計画素案をブラッシュアップしていく予定でございまして、来年度、最後の12月には、審議会の答申を経まして、新たな計画期間の住生活基本計画の公表へと進めていく案で、現在、考えておるところです。

続きまして、資料２－２をご覧ください。こちらの資料は、国が策定いたします住生活基本計画（全国計画）、こちらの見直しのスケジュールを表したものでございます。国の審議会であります社会資本整備審議会に置いてあります「住宅地分科会」というものがございまして、こちらの会の中で、令和元年から審議を重ねまして、令和３年３月に閣議決定、今年度中に全国計画が公表される予定で、現在、進行中でございます。

長野県でも、国と同様に、来年度の住宅審議会での審議を経まして、来年度中に県計画を公表する予定としておりますが、全国計画に即しまして県計画を策定することもありまして、国の計画公表から県計画の公表まで、多少タイムラグが生じるスケジュールで進めてまいります。

続きまして、資料２－３をご覧ください。こちらは、現在、国の住宅地分科会で議論している住生活基本計画の見直しに当たっての主な論点をまとめた資料でございます。居住者や住宅ストック、まちづくり等の視点から、現状や課題を整理して、どのような議論が行われているかが示されてされております。県といたしましては、議論がどのような方向に向かうか、全国計画がどのような視点により策定されていくのかを推し量るために、参考としているところでございます。

続きまして、資料２－４をご覧ください。冒頭の説明の中で、住生活基本計画以外の住宅施策に係る計画２つを、来年度の計画改定の際に、合わせて統合する予定であると触れさせていただいたところでございますが、統合予定の２つの計画についての説明資料となります。

表の中段、高齢者居住安定確保計画でございますが、こちらは、高齢者住まい法というものに規定されている計画でございます。高齢者の居住の安定確保と福祉の増進を目的とした計画となっております。長野県では、住生活基本計画とは別に、高齢者居住安定確保計画というものを平成30年からの５年間で策定したところでございまして、この計画もおおむね３年ごとに見直しを行う予定としており、次の見直しのタイミングがちょうど令和３年、住生活基本計画の見直しと同時期となります。

続きまして、表の下段、賃貸住宅供給促進計画というものなのですが、こちらは住宅セーフティネット法というものに規定されている計画でございます。高齢者ですとか、生活困窮者等の、法律で規定しております住宅確保要配慮者と呼ばれる方々の賃貸住宅への円滑な入居を促進するための施策を定めることができるとされているものでございます。

長野県では、こちらの計画については未策定ではございますが、後の議題にあります住宅セーフティネット制度、こちらを本県で進める上で必要な計画であると考えておりまして、住生活基本計画の改定に合わせて、賃貸住宅供給促進計画に定めるべき事項を住生活基本計画に定める予定としております。

続きまして、資料２－５をご覧ください。住生活基本計画に加えまして、今、ご説明させていただきました２つの計画を令和３年に統合するイメージを図に表したものでございます。令和３年度に、住生活基本計画の改定期限に合わせて、ほかの２つの計画、こちらを住生活基本計画に統合する予定ということで、ご覧いただくとおりでございます。

続きまして、資料２－６をご覧ください。こちらは前回の住生活基本計画の改定の際に実施しました県民アンケートの設問でございます。アンケートの実施目的というのは、このたびの改定と同じでございまして、統計等で把握できない、県民の住まいや住環境の意

識、ニーズ等を調査するためでございます。

今年度は、前回実施のアンケート項目を一部見直しまして実施することとしておりまして、先ほどの説明でも触れさせていただきましたが、これからアンケート項目の検討を精査してまいりたいと考えております。現段階で、次のアンケートには、ゼロカーボン住宅や災害への備えに対する意識を伺う問を設けるつもりでおります。

最後に資料2-7をご覧くださいと思います。参考までに、前回、策定いたしました、平成28年度策定の現行の住生活基本計画の概要版、こちらをお付けしておりますので、参考までにご覧いただきたいと思います。計画策定時から5年が経過しておりますので、社会情勢等も策定当時と変化していることも踏まえまして、改めて現状把握や課題を明らかにしまして、その上で、裏面にあります基本理念や計画策定に当たっての基本的な視点を、今後、検討してまいります。そして、それに伴いまして、住生活の安定の確保および向上の促進に関する目標を設定いたしまして、基本的な施策、施策の展開についても検討してまいります。

住生活基本計画の改定につきましては、初めてお示しするところでございます、イメージしづらいところもあるかと存じますが、令和3年度の計画改定に当たっての概要、スケジュール等について、まずはご認識いただければと考えております。また、アンケート項目について、この後、もしご意見等がございましたらお聞かせいただければありがたいと考えております。説明は以上でございます。

○武者会長

ありがとうございます。今、事務局のほうから、今回の我々の審議会が目指すところはどのようなところなのか、つまり、今、長野県の住生活基本計画がちょうど10年間の中の5年目に当たるかと思いますが、来年度、それが、真ん中で改定されることですね。それに向けての答申を、来年の12月ですか、そこに向けて議論を深めていくというのが、大きなミッションだということですね。その一つの土台として、住まい方検討専門委員会のほうで、先ほど示したビジョンというのがまずあるということかと思いますが。

どうでしょうか、ここは、いろいろ関連する政策、制度、いろいろご説明いただきましたけれども、何かご質問があるでしょうか。あるいは、次の新しい改定版の住生活基本計画に向けて、こういうところが論点として足りないのではないか、もっとここを重視したらいいのではないかというようなお話でも結構かと思いますが、いかがでしょうか。

いろいろな資料がたくさん来ているので、なかなか、一度に議論するのは難しいですけども、まず、どうでしょう、不明な点なんかがあれば、最初にお聞きしたいところですけども、よろしいでしょうかね、皆さん。

例えば、私、分からなかったのが、住生活基本計画が、長野県では、5年目なのですが、来年度から6年目の後期の計画になって、そこまでに見直しを、今年度見直しをするかと思ったら、そうでなくて、6年目に見直しをして、つまり来年度見直しをして、来年度から既にもう後期の計画に入ることなのですか。だから、見直しをした後は、実質4年間、この新しいほうの計画が動くという、そういう立てつけのようです。

ほか、皆さん、いかがでしょうか。では古後委員さん、どうでしょうか。

○古後委員

すみません。ちょっと質問になりますが、この基本計画では、具体的に面積とか、そういったものが定められるような計画なののでしょうか、ちょっと計画のビジョンとかは書いてあるのですが、その辺がよく分からなかったのと、国土交通省の意見のところでは、割と面積だとか、戸数だとか、そういったものに触れていらっしゃるのですが、こういったものを何か目標値として定めるような計画なののでしょうか。

○武委会長

そうですね、いわゆる指標などが、単に問われるような計画かということですよ。

○古後委員

はい。

○武委会長

事務局のほう、いかがでしょうか。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

建築住宅課の小林です。この住生活基本計画も、歴史がありまして、昔、住宅建設5か年計画というものがありまして、その頃、計画期間内に公営住宅を何戸つくるとか、居住誘導でその面積、住宅の面積を何㎡まで誘導するとか、具体的な数字を決めていたのですが、住生活基本法ができてからは、住宅の量的なストックについては、既に充足しており、量から質へと転換がありました。そのような中で、単なる住宅の供給だけではなくて、どれだけ豊かな住生活を送れるかに、計画の視点が移っておりまして、その中で、単なるその数字の目標ということではなくて、どのような生活を送っていくか、送ったらいいかというような方向に計画が移ってきております。

ただ、住生活基本計画の策定でも、計画の進捗管理をするという中で、数字的な目標というのも幾つか定めてございます。そういった中で、例えば、一応、指標としては、公営住宅の供給量を定めてはいるのですが、むしろ、今では、空き家対策でいきますと、空き家対策計画を策定した市町村の割合とか、景観行政団体に移行した市町村の割合等、もう少し幅広く数字を計画の進捗管理の中で定めるところはございますが、計画としては、むしろその量的な達成目標というよりは、質的な住環境をいかに構築していくかということに視点が移ってきているというところでございます。

○武委会長

住宅自体も量から質への転換という、そういう大きなトレンドがある一方で、昨今の政策は、数字、エビデンスが求められるというところもあり、その辺はバランスということでしょうか。古後さん、よろしいでしょうか。

○古後委員

はい、大丈夫です。ありがとうございました。

○武委会長

ほか、いかがでしょう。質問・ご意見等ありましたら。田中委員さん。

○田中委員

すみません。これ、ちょっと位置づけの質問なのですが。この最初に配られた資料の全体像の中の住生活ということでもいいですよ。先ほど議題にあった「しあわせ信州“住まい方”ビジョン」とか、多様な住まい方検討専門委員会の議論は、この計画も含めて、同時に走っていくと言ったら変ですけれども、最終的にこの住生活基本計画に落とし込まれていくという理解でよろしいですか。

○武委会長

事務局のほう、どうでしょうか。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

現行計画は、その平成28年から令和7年の長野県住生活基本計画であり、10年計画で5年ごとに更新をしていくということで、その一番下にある県の住生活基本計画、令和3年見直し予定というのが、今、議題になっている住生活基本計画の見直しにあたります。

昨年度から検討を進めております「しあわせ信州“住まい方”ビジョン」の位置づけ、この資料は、住生活基本計画と住まい方ビジョンの位置づけを整理したのですが、令和3年度の見直しに先立ちまして、県計画、上位計画と、それと関連計画の目指す姿を踏まえて、これから2030年、あるいは2050年の先を見通して、求められるこの住まい方について、ビジョンでは、その理念と基本的な視点を整理したものとなります。当然、この整理したビジョンをもとに、次期住生活基本計画の見直し作業に移行していくという理解でございます。

○田中委員

分かりました。ありがとうございます。では続けてすみません、アンケートの最後に、追加検討設問ということでありましたが、災害に備える意識のところに関わるかもしれませんが、水害ですね、今、一番身近な災害は。多分、豪雨と土砂崩れとあると思います。今月でしょうか、不動産取引において、ハザードマップの説明が義務化になったのを見たのですが、そのようなこともあるので、水害に対する、土砂崩れも含めた設問もあればいいのかなと思いました。以上です。

○武委会長

ありがとうございます。アンケートでは、現状、地震のこののみ、災害の質問項目があるようですけれども。その辺、いかがでしょうか、事務局のほう。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

アンケートの素案は、これからまた検討したいと思います。アンケートも、この5年ごとの計画策定の中で、毎回、実施をしているのですが、随時、そのときの政策的課題を反

映する中で、質問項目というのは、継続、あるいはそれに追加、削除等して、実施しています。前回、5年前は、今もそうですけれども、耐震というのが非常に主要な課題の中で項目を策定しました。5年前までは、水害ということがあまり長野県はなかったものですから、今回、このような大きな災害を踏まえ、当然に、その災害に対する意識調査を新たな項目で追加検討してまいりたいと考えております。

○武者会長

ありがとうございます。これは、5年前の前期の計画をつくったときのアンケートだということですね。これは、もちろん、改定するということですが、今、田中委員さんのほうから、不動産の取引時の説明の義務化みたいな話がありましたけど、小野委員さん、何か、ご専門の立場から、この件に関して何かありますでしょうか。

○小野委員

水害のハザードマップに関しましては、改正になりまして、この8月28日から、不動産の売買でも賃貸でも、8月28日から、いわゆる重要事項説明の場において、業者が説明することが義務になってまいります。

それから、先ほど田中委員が県民アンケートのところに触れていらっしゃるのですが、私、この県民アンケートの中で、特に関心を持っているのが、1ページ目の住宅・居住環境に関する意識・志向についての、問11と12、持家ですか、借家がいいですか、あるいは特にこだわらない、この辺の割合がどういう数字で出てくるのか、今後、このアンケートに注目したいなど関心を寄せております。

それから、この新しい住生活基本計画を、どのように、創成していくのかなという、私も、結構、悩んじゃうと思います。特に、先ほどの国土交通省の分科会の現状把握のところに様々なご意見が出ております。注目したいのが、コンパクトなまちづくりであるとか、今、お話がございました災害ハザードですね。それからあと、いわゆるリスク、大家のほうからすると、リスクの多いセーフティネットの問題、こういったところを核にしながら、先ほどのその多様な住まい方にもつながってくる話なのですが、この現状把握にも触れられています、二地域居住の問題、シェアハウスの問題、定期借家の流通がなかなか進まないのはどうしてか、そういった具体的なところの提言ですけれども、こういった折り合い、調整をどのようにこの住生活基本計画に盛り込んでいったらいいのか。私も一緒に悩んでしまうと思いますが、非常に関心を寄せるところでございます。以上です。

○武者会長

では、引き続いて下平委員さん。

○下平委員

令和2年度に、県民アンケート、新築住宅の性能調査というのが出ていますけど、この性能というのは、構造の評価のことなのか、省エネ的な性能のことをいうのか、両方なのか、ちょっとお聞きしたいです。

○武委会長

今のは事務局へのご質問ということでいいでしょうか。

○下平委員

はい、お願いします。

○武委会長

いかがでしょうか。

○事務局（建築住宅課 深澤主査）

新築住宅性能調査とはどのようなものかというご質問ですが、これは、工務店向けに、今、新築している住宅は、どのような性能を有したものをアンケート形式で何うものがございます。省エネ基準は、何年のものを適用しているのか等、細かな住宅の性能について、どのような新築住宅を建築しているのかを何う調査でございます。

○下平委員

構造強度も含めてということですかね。

○事務局（建築住宅課 深澤主査）

項目については、今、精査しているところがございます、まずは、その省エネというところを考えております。そのほかの項目については、現在、精査中というところがございます。

○下平委員

ありがとうございました。

○武委会長

よろしいでしょうか。ほか、どうでしょうか、資料に関してご質問・ご意見等、よろしいでしょうかね。いずれにしても、先ほど小野委員さんが言われたように、かなりしっかり県民の住まいに対する意識が変わっていく中で、恐らく既存の基本計画のウエイトも大分変わってくるのではないかなと思います。ビジョンのほうでもありましたように、単に住まいのことではやなくて、地域とのつながりですとか、住まい方そのものについても、こういう計画に盛り込んでいくことになろうかと思っておりますので、また、引き続き、委員の皆さんから継続して検討いただければと思います。

（４）ゼロカーボンの住まいづくりについて

○武委会長

それでは、次の議題に移らせていただきます。3つ目ですね、3つ目の議題は、「ゼロカーボンの住まいづくりについて」ということで、これも事務局からまず説明があります。

○事務局（建築住宅課 清水課長補佐兼建築企画係長）

改めまして、建築住宅課の清水と申します。よろしく申し上げます。私のほうから、議題の（４）ゼロカーボンの住まいづくりについて、ご説明させていただきます。資料は３をご覧いただければと思います。

委員各位から、もう先ほどからお言葉でゼロカーボン関係という形で、長野県の重要な取組という形で、今後、進めていかなきゃいけない課題という形で考えております。資料３の１ページ目の上の本文のほうに書いてあるとおり、「本方針は」というところですが、昨年の１２月６日に「気候非常事態宣言（２０５０ゼロカーボンへの決意）」という形で、知事のほうから表明させてもらったものになります。この決意を具現化する意味で、突破方針という形で進めていきたいと思っております。

裏面をご覧いただければと思います。その取組として６項目あるのですが、今回、３項目、ちょっとご説明させてもらいたいと思っております。上から１、二酸化炭素排出量を２０５０年までに実質ゼロにします。２番目、最終エネルギー消費量を７割削減し、再生可能エネルギー生産量を３倍以上に拡大します。３、県のあらゆる政策に気候変動対策の観点を取り入れ、県民とのパートナーシップで施策を推進します。こういう形は、住宅施策の中に非常に関わる部分だと思っている形の中で、今回、ご説明させてもらえればと思います。

次ページから３ページにつきましては、今、お話しさせてもらったエネルギー消費量の７割の削減のシナリオ、裏面のほうには再生可能エネルギーの３倍以上拡大のシナリオ、最終的に二酸化炭素排出量実質ゼロのシナリオという形で、イメージも含めてご説明させてもらっている資料になります。特に住宅部門につきましては、家庭部門という形になりまして、実質ゼロのシナリオにつきましては、収支ゼロを目指しているところになります。

では裏面をご覧いただければと思います。気候危機突破プロジェクトの始動という形で、この突破方針に関しては、プロジェクトを７つ定めまして、７つのプロジェクトで推進することを考えております。１の脱炭素まちづくりのところ、上から３つ目のポツになりますけど、健康エコ住宅普及促進プロジェクト、住宅の高断熱・高気密化による、コベネフィットを創出、ＥＶや蓄電池、ハイテク家電とつながりで質を向上という形で、進めていくプロジェクトになります。

すみません、２ページを飛ばしてもらいまして、３の健康エコ住宅普及促進プロジェクト、ポンチのところの絵をご覧いただければと思います。基本方針としまして、住宅の断熱性能向上による環境・健康・快適性等の幅広いメリットについて、業界の垣根を越えて普及を図ってまいりたいと思っております。２として、県民のライフステージに合わせた効果的なアプローチにより、新築住宅のゼロエネ化・既存住宅の断熱改修を加速してまいりたいと思っております。３として、地域の工務店等の施工技術の向上と施工件数の増加による地域経済の活性化を目指してまいります。

そのイメージしたのが、下の体制の絵になります。今まで、私たち、右側の「行動」というところで、建築関係団体、工務店等と省エネ住宅を普及していく形ではあったのですが、改めて県民一丸となってということで、左側の「気づき」だったり、「学び」、こちらの方面ですね。健康面でのアプローチ、もしくは、今後、環境面のアプローチというのも合わせて、県、オール長野県の中で進めていければと考えております。次ページにつきましては、そちらのほうのプロジェクトの概要をまた記載してありますので、またご覧い

ただければと思います。

それでは、資料3-2をご覧くださいければと思います。この健康エコ住宅普及促進プロジェクトを進めていくに当たって、建築住宅課のほうでの、今、今後の取組の案を、今回、示させてもらえればと思います。1として、健康エコ住宅が目指すものという形で、2つ目のポツ、信州の気候風土や恵まれた自然環境、森林資源を活かし、健康的で快適な住環境を提供する、地域の工務店による、信州らしい住まいづくりの推進、これを目指していければと思っております。

2番目の前提のほうですけれども、①のほうに関しては気候風土を考慮するという形で、恵まれた日射、または自然環境を取り入れる形、豊かな森林資源の活用、また夏場の猛暑対策も考えていかなければいけない。

②としまして、住み心地と経済性の両立という形で、右側のほうに○の絵がありますけれども、主に4つを、今、考えております。外皮性能、創エネルギー、設計の工夫、県産材・バイオマスの活用という、この4つをバランスよく経済的に組み合わせたもので進めていけないかと考えておるところです。委員各位からも先ほど県産材・バイオマスの活用ということで、カーボンフリーも含めまして、長野県は豊富な森林資源を有していることがございますので、その辺の取組をこの中で盛り込めればと考えているところではあります。

特に3の項目へ進めさせてもらいますけれども、住宅に関しては、建てて、すぐ建て替えということではありませんので、今後、50年もしくはそれ以上活用するということとなりますので、まず外皮性能のほうをしっかりしたものにしていかないといけないかなと考えているところではあります。その中で、下の表になりますけれども、国のほうの今の支援事業の数値を参考に掲載させてもらっております。一番下が省エネ基準という法律に基づく省エネ基準。そこに一個上ってZEH、その上にZEH+、さらなる外皮の強化基準、この辺を参考にさせてもらいながら、今後、建築関係団体、またあらゆる機会を通じてご意見等いただく中で、県としての外皮性能の基準を検討してまいりたいと考えております。

右側のほうに三角形の絵がありますけれども、もちろん推進していくには、工務店等の底上げも合わせて支援として考えていかなければいけないと考えているところではあります。

最後に資料3-3をご覧くださいければと思います。ゼロカーボンにしていくには、環境分野との連携はもちろん必要になってまいります。そういう中で、私たちの建築住宅課の今の素案は、工務店の底上げというところを図っていきますけれども、また違う側面として、トップランナー的な、もっと高い性能基準を、少し啓発、誘導できるような形の支援も合わせて行っていければということで、1番、環境エネルギー性能の高い住宅に対する支援というの、合わせて検討していくところになります。事務局からの説明は以上になります。

○武者会長

ありがとうございました。それでは、今のこのゼロカーボン住宅に関するご説明に対して、ご質問・ご意見等ありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、下平委員さん。

○下平委員

環境とエネルギーの問題は、この建築と切り離せないというお話がありました。それで、実は平成25年に、長野県が全国に先駆けて地球温暖化対策条例というのをつくられましたね。それで、環境エネルギー性能検討制度、自然エネルギー導入検討制度というようなもので、私たちも、住宅に関するエネルギーの性能評価指標にも、幾つかの評価方法がある、それを勉強させてもらってきたわけです。そういった意味でも、早く取り組んだということもあって、全国でも長野県は、講習を受けた技術者が多いのではないかなと考えています。

その中で、昨年からは、省エネ改修サポート制度というようなのも、新たに出てまいりました。中古住宅の売買に合わせて、いわゆる中古住宅の状況調査をするときに、省エネを一定の水準に上げるために、建築主の相談に乗っていくような仕組みです。そういった経過がある中で、最終的には、今、新省エネ法、令和元年度、改正建築物省エネ法、これは建築主への説明義務制度ということですが、非常に長野県は、省エネルギーに関して進んでいる。この基本計画を進めるために、今後、どういうふうな具体的な展開に発展させていくのかというところを聞きたいと思います。

○武者会長

今のお話について、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

今、ご説明いただきましたように、今回、建築物省エネ法で、設計者の建築主への説明責任ですね、これが、来年の令和3年の4月から施行されるということで、長野県は、地球温暖化対策条例で、こちらのほうは建築主の検討義務ですが、先駆けてそういう制度を立ち上げた中で、これまで4,000件ほどの届出といいますか、報告もいただいているところですが、今回、建築物省エネ法が改正になるということもありまして、その新たな説明義務と、これまでの県条例との、検討義務の関連との整理といいますか、そのあたりの検討が要るかなと思っています。

また、今、環境エネルギー戦略を改定中ですが、それに基づいて、地球温暖化対策条例が、どのような、新たな枠組みをつくるかどうかについて、また環境部とも協力しながら、今後検討したいと思います。

○武者会長

よろしいでしょうか。

○下平委員

はい。

○武者会長

ちょっとこの辺、恐らく県の施策も、少し整理をしていくことになるのだろうと思います。ほかはいかがでしょうか。特にこれは、建築業界、建設業界と、住宅業界が足並みを

そろえてやっていくところかと思いますが、そういう意味では、原委員さん、何かコメント等ありますでしょうか。

○原委員

信州・健康エコ住宅については、私どもも、地域の工務店、多くいらっしゃるの、なかなか、正直、この間、国の省エネ基準の徹底ということで、いろいろな、建築士会さんだとか、県のご協力をいただいて研修会などにも多くの会員が参加しているのですが、いま一つ、その意識がまだ高まっていないかなということで、より消費者サイドからのニーズが高まるような施策を講じて、ちょっと恥ずかしい話なのですが、供給サイドの意識も高まるという部分もあるので、そういった側面からの推進を少ししていただければありがたいかななどと考えております。まとまりませんが。

○武者会長

ありがとうございます。全く、まさにおっしゃるとおりで、健康エコ住宅、制度はいいのですけれども、実質化するの難しいところで、特に職人さんの技術の問題、啓発の問題、非常に大きいのですけれども、一方で、確かにおっしゃるように、消費のほうがついてこないということですね、これはかなり大きな問題ですね。この辺は、もう皆さん、課題として認識されているところでしょうけれども、そういうものも含めて、ぜひ一緒に検討していきたいところかと思えます。はい、ありがとうございます。

ほかに、そろそろ時間ですけど、この件についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。柳澤委員さん、どうぞ。

○柳澤恵子委員

資料3-3で、環境エネルギー性能の高い住宅に対する支援というところで、省エネ基準を大きく上回る性能を持つ住宅への補助があるということなのですが、長野県で、環境配慮型住宅への助成金を、今、募集されていると思いますが、それとは同じものなのでしょうか、もしくはそれを上回るものなのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいなと思えます。

それと、ここの資料になくて申し訳ないのですが、その環境配慮型住宅助成金というのは、年度ごとに募集されているかと思えますが、その応募総数いかがなものか、上限が、今年度もリフォームタイプで200件、新築タイプで100件という募集がなされているのですが、そういったところの募集はどれぐらいあるのか。そうするとやはり、そういったところは、皆さん、知っているか知らないかで、消費につながっていくのかなというところも考えられるかなと思えましたので、分かる範囲で結構ですので、お願いできればと思います。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

資料3-3は、環境部のゼロカーボン推進室で作成をしており、その環境部が同席しておりませんが、省エネ基準を大きく上回る性能を持つ住宅への補助ということでございます。建設部で所管している環境配慮型住宅につきましては、補助の省エネ基準が、法律上

のいわゆる現行省エネ基準を満たしていればOKだということですが、今後、県のこの環境配慮型住宅の助成金につきましても、現行省エネ基準を上回る性能を目指して、住生活基本計画の策定も踏まえながら、補助制度の抜本的な見直しは、今後必要であると考えています。

それと、先ほど現行の助成金の実績ということですが、現行、100件プラス、債務負担も含めて150件程度を、毎年、募集をかけております。年度当初の100件につきましては、大体、例年でいきますと、9月にはほぼいっぱいになるということで、非常に好評をいただいております。

○柳澤恵子委員

ありがとうございました。

○武者会長

よろしいでしょうか。もちろん、こういう、ある種、助成金のようなインセンティブのような形で、消費行動を喚起するというのも重要ですし、ただ、それだけでは一方では限界があるような感じもしますので、そういう考え方自体の転換ということも、今後、考えていかなければいけないかと思えます。それでは、この議題、この辺にさせていただければと思います。

(5) 新たな住宅セーフティネット制度について

○武者会長

今日の最後の議題に入りますけれども、「新たな住宅セーフティネット制度について」ということで、これについても、事務局からまずご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（建築住宅課 深澤主査）

それでは、議事の5番目といたしまして、新たな住宅セーフティネット制度について、ご説明をさせていただきます。この制度は、民間賃貸住宅を活用しまして、高齢者や生活困窮者などの住宅確保要配慮者と位置付けられている方々の住宅の確保と入居支援をセットで行う制度でございます。この制度は、平成29年度からスタートしております。

お配りしました資料4をご覧ください。

こちらの制度の創設の背景でございますが、大きく3点ございます。まず、単身高齢者世帯や若年層やひとり親世帯等の収入面が十分でない、いわゆる、今、ご説明しました住宅確保要配慮者が増加傾向にあるということが1点目。それから、人口減少や財政事情によりまして、公営住宅が大幅に増やすことができないということ。一方で民間の賃貸住宅の空き家、空き室が増えていること。こういった背景を踏まえまして、民間賃貸住宅を活用しまして、住宅確保要配慮者向けの住宅の確保と入居支援を行うということが目的とされまして、創設されております。

この制度の枠組みでございますが、3つの柱で構成されております。それぞれの説明につきましても、また裏面でご説明をさせていただきます。

その次、①の賃貸住宅の供給促進計画の策定ということでございまして、先ほど住生活基本計画の改定のところで触れさせていただきましたけれども、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進計画というものを策定することができることになっておりまして、計画の内容としましては、資料の中でお示ししているものでございます。こういったものを、来年度の住生活基本計画の中で盛り込んでいく予定で考えております。

続きまして、裏面の②でございまして、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度というものがございまして、この制度の大きな柱の一つでございまして。こちら、平たく申し上げますと、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅、いわゆる受け皿となるものです。こちらの意思表示をしていただくイメージになります。民間賃貸住宅を、県や中核市であります長野市に登録いただくことで、住宅確保要配慮者の入居を拒みませんよ、ということを表示していただくようなイメージでございまして。

現在、長野県には、この登録住宅、17棟・543戸の登録がございまして、登録の状況につきましては、資料でお示ししているとおりでございまして。登録に当たりましては、住宅の専有面積が25㎡以上であるとか、台所等の必須設備、住宅自体に耐震性を有するといった一定の基準がございまして。また、登録に当たりまして、入居を拒まない要配慮者の範囲を定めたり、入居者を要配慮者のみとすることも可能な制度となっております。

また、住宅確保要配慮者の専用住宅として登録した住宅につきましては、参考として資料に載せさせていただいておりますけれども、バリアフリー工事等の費用の補助ですとか、家賃低廉化に係る補助といった経済的な支援がございまして。

続きまして、③の居住支援協議会でございまして。住宅確保要配慮者の受け皿となる住宅を整備するだけではなくて、入居支援を行うこともこの制度の柱の一つでございまして。民間賃貸住宅の円滑な入居促進を図るために、行政や不動産関係団体、福祉関係団体等が連携しまして協議会を設立することができることとなっております。長野県では、平成28年に、不動産、福祉関係団体と連携いたしまして、居住支援協議会を設立済みでございまして。年に数回、協議会を開催してきているところでございまして。協議会を重ねてきた中で見えてきた課題につきましては、資料内をご覧くださいと思います。

続きまして、④の居住支援法人についてでございまして。登録住宅の入居者への家賃保証ですとか、見守りといった生活支援を行うNPO法人などを、居住支援法人として県が指定する制度でございまして。長野県では、平成30年度に長野県社会福祉協議会を居住支援法人として指定をしたところでございまして。

長野県の社会福祉協議会は、生活困窮者等の就労支援ですとか、生活相談を基幹事業としている社会福祉法人でございまして、県が居住支援法人として指定する以前より居住支援を含めた生活支援全般業務を行っております。長野県の社会福祉協議会が行う入居保証や、生活支援事業につきましては、資料のとおりでございまして。月1回の入居者への訪問や、賃料の債務保証等を行っております。

続いて、⑤と⑥につきましては、平成30年度と令和元年度に県が行った主な取組のご紹介でございまして。平成30年度につきましては、賃貸住宅供給促進計画に係る内容を検討する際の基礎資料としまして、賃貸住宅の貸し手、借り手のニーズ等を含めた意向調査を実施させていただきました。調査結果の概要につきましては資料のとおりでございまして。借り手となります住宅確保要配慮者のニーズといたしましては、経済的な支援等が必要であ

り、貸し手側には、住宅セーフティネット制度の周知が不足しているということに加えまして、要配慮者の入居に抵抗感を抱いていることが、課題等として見えてきたところがございます。

次に、令和元年度はセミナーを開催させていただいております。居住支援活動の先進事例といたしまして、岡山県から居住支援を行う不動産会社や、居住支援協議会の事務局をお招きしまして講演をいただいたところがございます。また、県の社会福祉協議会の取組を改めてセミナーの際に紹介させていただきまして、不動産と福祉の関係者にこの制度の仕組みや必要性について理解を深めてもらう取組を行ってきたところがございます。

続いて、⑦の当面の課題でございます。この制度の柱となります住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅を増加させることと、住宅と福祉関係団体が連携いたしまして、居住支援活動をより活発にしていくということ。それから、制度開始から3年が経過しておりますが、セミナーに参加された方のアンケート等を見ましても、制度の周知が不十分であるということがうかがえたことから、制度周知と理解の促進を図る取組、居住支援の内容や窓口の見える化が必要であるというふうに考えておるところです。そのほか、居住支援活動の充実を図るために、連携体制の構築や居住支援協議会の構成団体の拡充等というところを検討しているところがございます。駆け足で恐縮ですが、説明は以上でございます。

○武者会長

ありがとうございます。この種の話も、昨今の地方財政の状況ですとか、あるいは社会のコミュニティの希薄化なんていうところから、おのずと出てくる課題かと思えます。これは、今までは別立ての計画だったものが、この住生活基本計画のほうに統合されるような話になってくるということだと思いますが。いかがでしょうか、何かご意見・ご質問ありますでしょうか。特にどうでしょうか、度々恐縮ですが、専門的な見地から言えば、小野委員さん、どうでしょうか、この今回の制度について。

○小野委員

大変重要なテーマであり、また、今後もその連携を深めながら、これを進めて普及していただきたいと思います。特に、その入居を拒まない住宅の登録制度、いわゆる背景には、入居を拒む理由が現にしているんですね。その辺をカバーするために、いわゆる、先ほどご紹介のありました「長野県あんしん創造ネット」、いわゆる連帯保証人の代わりに県の社協の保証制度を利用できるよという制度ができております。せっかくそういう制度ができていたのですが、まだ、それが周知徹底されていないというのが現実問題としてありますので、どんどん、この辺は、県や社協と連携体制を組み合わせながら、普及・周知を図っていただきたいと思います。私も、実務で、去年の話だと思いますが、この長野県社協の「あんしん創造ネット」を初めて使わせていただきました。そのときに初めて知ったぐらいでございますので、この普及活動というのは、今後、大分重要になってくるのではないかと思います。以上です。

○武者会長

ありがとうございます。制度だけじゃなくて、どうも運用のほうにもかなり課題があり

そうですので、その辺も含めて、計画のほうにも反映していただければと思います。ほか、いかがでしょうか。田中委員さん、どうぞ。

○田中委員

1点、質問ですが、登録住宅の基準の耐震性を有するという、その耐震性って、具体的にどんなことなのか、教えていただければと思います。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

国の登録基準で耐震性というのがうたわれておりまして、一義的には、1981年ですか、昭和56年の新耐震基準があると思いますが、それ以降のものであれば、耐震性があるということ判断をしております。

○田中委員

建築年で判断ということでもいいのですね。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

そうですね、ええ、はい。

○田中委員

分かりました。

○武委会長

よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。本日は、非常に大量の資料で、まずこの審議会の位置づけを確認するところから始まりましたので、なかなか、深い議論に入っていけないところですけども、これまでの説明について、どこでも結構ですが、何か委員の皆さんから言い足りないこと、質問したいこと等ありましたら、最後にお受けしますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。おおむね、今日はこれで終わりたいと思います。事務局のほうですね、今日、いただいた意見を踏まえて、今後、ぜひご検討をいただければと思います。

(6) その他

○武委会長

それでは、次の最後、その他について、何か事務局から連絡等ありましたら、お願いしたいと思います。

○事務局（建築住宅課 深澤主査）

事務連絡で恐縮ですが、次回、住宅審議会につきましては、第2回目として、10月頃に開催を予定しております。また、日程調整のための照会をさせていただきたいと思いますので、ご協力、よろしくお願ひしたいと思います。事務局からは以上でございます。

○武者会長

ありがとうございます。何かスケジュール等でよろしいですか。それでは、今日、予定しておりました議題は以上となります。今日は、議事進行にご協力、ありがとうございます。では、事務局に一旦お返ししたいと思います。

4 閉 会

○事務局（建築住宅課 長崎企画幹）

どうもありがとうございました。本日は、武者会長様をはじめ委員の皆様には、長時間にわたるご審議をありがとうございました。それでは、閉会に当たりまして、小林建築住宅課からごあいさつを申し上げます。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

本日、初めての審議会ということでございましたが、盛りだくさんの内容でしたが、皆様、それぞれご専門の立場から、大所高所からの見地から、様々なご意見をいただきまして、ありがとうございました。任期2年ということですが、任期中に住生活基本計画の改定、あるいはゼロカーボンを受けて、信州らしい住まい、あるいは住まいづくりの検討をしていただくということで、非常に、いつになく課題が山積をしております大変な審議会ではございますが、それだけにやりがいのある審議会であると存じます。引き続きご指導をいただければと思います。本日は誠にありがとうございました。

○事務局（建築住宅課 長崎企画幹）

それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

議事録署名委員
